

避難勧告・避難指示等の発令基準

《共通事項》

	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備情報 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況（避難所は開設し、自主避難） 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始 ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告 【警戒レベル4】	通常避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・河川の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動（建物内での垂直避難等）
災害発生情報 【警戒レベル5】	市内で災害が実際に発生していることを把握した場合（可能な範囲で発令）	既に災害が発生しており、命を守るための最善の行動をとる

※ 災害警戒レベルは「津波」「武力攻撃事態・緊急対処事態」には用いない

伝達方法・・・防災行政用無線、防災安全情報メール、ケーブルテレビ（テロップ）、鎌倉FM（割り込み放送）、消防テレホンサービス、車両広報等（解除の場合は車両による広報は行わない。）

《河川》

避難勧告等は、河川ごと以下の基準を参考に、河川巡視、降雨量、今後の気象予測等を総合的に判断して、避難の必要がある場合に、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令します。

【対象地域】

下記の河川の洪水による浸水エリア（内水浸水エリアは除く。）

* 柏尾川

梶原、寺分、上町屋、手広三・四・六丁目、笛田一丁目、台一・二丁目、岡本一・二丁目、岡本、玉縄一丁目、以上の一部
(5,000世帯、約11,800名)

* 滑川

小町一丁目、大町一丁目、材木座一・三・五丁目、由比ガ浜一・二丁目、御成町、以上の一部
(1,200世帯、約2,800名)

* 神戸川

腰越一・二・三・四丁目、津西一丁目、腰越津、以上の一部（85世帯、約200名）

*はん濫注意水位を超えており、まだ雨が降り続けると予想される場合、避難判断水位以下でも20時まで避難勧告を発令する。

洪水（河川）の避難勧告・指示基準

	柏尾川（神鋼橋）	滑川（大町橋）	神戸川（大津橋）
水防団待機水位	2.60m	1.60m	1.30m
はん濫注意水位	3.60m	2.00m	1.40m
避難判断水位	4.90m	2.00m	1.40m
はん濫危険水位	5.60m	2.30m	1.70m
避難準備情報 【警戒レベル3】	【水位】4.90mに達したとき	【水位】2.00mに達したとき	【水位】1.40mに達したとき
	【水位】3.60mに達し、今後、計測箇所周辺又は上流域で1時間に50mm以上の非常に激しい雨が予想されるとき（急激に増水する恐れがある場合）		
	降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合		
	その他、市長が必要と認めるとき		
避難勧告 【警戒レベル4】	【水位】5.60mに達したとき	【水位】2.30mに達したとき	【水位】1.70mに達したとき
	【水位】4.90mに達し、今後、上流域で1時間に50mm以上の非常に激しい雨が予想されるとき（急激に増水する恐れがある場合）	【水位】2.00mに達し、今後、上流域で1時間に50mm以上の非常に激しい雨が予想されるとき（急激に増水する恐れがある場合）	【水位】1.40mに達し、今後、上流域で1時間に50mm以上の非常に激しい雨が予想されるとき（急激に増水する恐れがある場合）
	避難準備情報発令中に降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合		
	その他、市長が必要と認めるとき		
避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	はん濫危険水位に達したとき		
	異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合		
	決壊や越流が発生した場合		
	避難勧告発令中に降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合		
その他、市長が必要と認めるとき			

【避難解除のタイミング】

水位が下がり始め、レーダー等での雨雲の位置が、対象河川流域（上流の横浜市含めて）から無くなり、今後の降雨の可能性がなくなった時。

《土砂災害》

*避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令します。

*避難すべき区域は、神奈川県土砂災害情報システムにおいて「土砂災害警戒判定メッシュ情報（1kmメッシュ）で土砂災害警戒情報の基準に達した土砂災害警戒区域及び前兆現象情報のあった土砂災害警戒区域及びその他の斜面地を対象とする。

*避難経路に土砂災害警戒区域がある場合には、垂直避難も選択可。

*県砂防海岸課、気象庁と相談し、夜間に土砂災害警戒情報の発令が予想される場合、区域をある程度特定できるのであれば、20時までにその区域に避難勧告発令すること。

土砂災害の避難勧告・指示基準

土砂災害の避難勧告・指示基準	
避難準備情報 【警戒レベル3】	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、神奈川県土砂災害情報システム及び気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合
	大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合
	台風の接近が予想される場合
	消防隊等からの報告により、前兆現象が発見されたとき
避難勧告 【警戒レベル4】	土砂災害警戒情報が発表された場合
	神奈川県土砂災害情報システム及び気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合
	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 各課等からの報告や住民、警察、消防団等からの通報で、前兆現象があった一帯の区域
避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合
	土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
	近隣で土砂災害が発生し、被害の拡大が予想される場合 前兆現象が確認され、市民の生命、身体に危険が及ぶと想定される場合
	その他、市長が必要と認めるとき

*前兆現象（斜面の亀裂、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生湧水、小石が斜面からパラパラ落ちだす等）

*土砂災害警戒区域・・・414箇所（17,817世帯、約42,000人）

【避難解除のタイミング】

土砂災害警戒情報が解除された時

《高潮》

次の基準に従って、発令します。

高潮の避難勧告・指示基準

避難勧告 【警戒レベル4】	高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合	その他、市長が必要と認めるとき
	高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合	
	高潮注意報が発表されており、当該注意報に警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合	
	台風が接近し、上陸前に気象庁から特別警報発表の可能性がある旨の周知がなされた場合	
避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	海岸堤防の倒壊の発生	
	水門、陸閘等の異常（水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど）	
	異常な越波・越流の発生	

《津波》

次の基準に従って、発令します。

津波の避難勧告・指示基準

避難指示（緊急）	津波予報区（相模湾・三浦半島）に津波注意報（想定津波高0.2～1m）が発表されたとき	
	津波予報区（相模湾・三浦半島）に津波警報（想定津波高1～3m）が発表されたとき	
	津波予報区（相模湾・三浦半島）に大津波警報（想定津波高3m～）が発表されたとき	

【避難解除のタイミング】

津波注意報・警報が解除されたとき

《武力攻撃事態・緊急対処事態》

次の基準に従って、発令します。

武力攻撃事態・緊急対処事態の避難勧告・指示基準

避難準備情報	なし
避難勧告	なし
避難指示（緊急）	国が避難措置の指示を発令し、県が避難指示を発令したとき 市が避難を要すると判断したとき

【避難解除のタイミング】

国が避難措置の指示を解除し、県が避難指示を解除したとき
市が避難を要しなくなったと判断したとき